



海老名市告示第 210 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において
令和 7 年 9 月 3 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）

令和 7 年 9 月 2 日

海老名市長 内 野



市道の路線廃止

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	4 5 3	大谷南一丁目527番4地先 }	1.95 }	119.20
		大谷字清水前554番1地先	3.92	
	4 5 5	大谷南一丁目571番1地先 }	2.07 }	140.12
		大谷字清水前585番1地先	3.69	
	4 5 9	今里一丁目307番2地先 }	2.42 }	324.95
		杉久保字池向534番2地先	13.95	
	4 6 6	今里字調布652番1地先 }	3.70 }	125.11
		杉久保字池向522番2地先	8.31	
	6 1 2	大谷字清水前512番2地先 }	1.00 }	118.20
		大谷字清水前519地先	2.65	
2	1 2 8 5	国分南二丁目1617番1地先 }	3.00 }	10.10
		国分南二丁目1608番1地先	3.60	
	2 0 3 9	国分南二丁目1686番1地先 }	2.00	70.70
		国分南二丁目1612番地先		
3	2 1 1 5	杉久保北三丁目1239番1地先 }	1.81	147.10
		杉久保北三丁目1243番地先		
4	2 6 7 1	上郷字大田切465番1地先	16.00	757.30
		}	}	
		上郷字寺町829番地先	51.00	

案内図

図No.1



案内図

図No.2



案内図

図No.3



案内図

図No.4





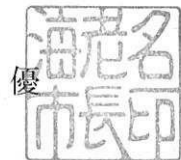
海老名市告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 9 条の規定により、別紙のとおり市道の路線を認定する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において
令和 7 年 9 月 3 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日は縦覧できません。）

令和 7 年 9 月 2 日

海老名市長 内 野



市道の路線認定

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	4 5 3	大谷字清水前524番 2 地先	3.40	79.30
		大谷字清水前554番 1 地先	3.49	
	4 5 5	大谷字清水前562番 1 地先	3.08	69.00
		大谷字清水前585番 1 地先	3.11	
	4 5 9	今里一丁目307番 2 地先	2.42	317.94
		杉久保字池向534番 1 地先	13.95	
	4 6 6	今里字調布652番 1 地先	3.70	121.30
		杉久保字池向522番 1 地先	8.31	
	6 1 2	大谷字清水前513番 1 地先	1.00	87.18
		大谷字清水前519番 1 地先	2.65	
	2 7 7 6	大谷字清水前571番 1 地先	3.61	32.05
		大谷字清水前573番 1 地先	3.79	
2	2 6 7 1	上郷字寺町829番地先	16.00	982.18
		河原口六丁目996番 1 地先	51.00	
3	2 7 7 5	中新田二丁目166番20地先	6.00	47.39
		中新田二丁目166番11地先	18.01	

案内図

図No.1



案内図

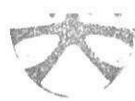
図No.2



案内図

図No.3





海老名市告示第 212 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市道の路線区域を決定する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 7 年 9 月 3 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 7 年 9 月 2 日

海老名市長 内 野



区域決定

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	4 5 3	大谷字清水前524番 2 地先	3.40	79.30
		大谷字清水前554番 1 地先	3.49	
	4 5 5	大谷字清水前562番 1 地先	3.08	69.00
		大谷字清水前585番 1 地先	3.11	
	4 5 9	今里一丁目307番 2 地先	2.42	317.94
		杉久保字池向534番 1 地先	13.95	
	4 6 6	今里字調布652番 1 地先	3.70	121.30
		杉久保字池向522番 1 地先	8.31	
	6 1 2	大谷字清水前513番 1 地先	1.00	87.18
		大谷字清水前519番 1 地先	2.65	
	2 7 7 6	大谷字清水前571番 1 地先	3.61	32.05
		大谷字清水前573番 1 地先	3.79	
2	2 6 7 1	上郷字寺町829番地先	16.00	982.18
		河原口六丁目996番 1 地先	51.00	
3	2 7 7 5	中新田二丁目166番20地先	6.00	47.39
		中新田二丁目166番11地先	18.01	

案内図

図No.1



案内図

図No.2



案内図

図No.3



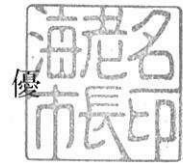
海老名市告示第 213 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、別紙のとおり市道の路線の供用を令和 7 年 9 月 3 日より開始する。

その関係図面は、海老名市まちづくり部道路管理課において令和 7 年 9 月 3 日から 2 週間一般の縦覧に供する。（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日には縦覧できません。）

令和 7 年 9 月 2 日

海老名市長 内 野



供用開始

図No.	路線名	起点／終点	幅員 (m)	延長 (m)
1	4 5 3	大谷字清水前524番 2 地先	3. 40	79. 30
		大谷字清水前554番 1 地先	3. 49	
	4 5 5	大谷字清水前562番 1 地先	3. 08	69. 00
		大谷字清水前585番 1 地先	3. 11	
	4 5 9	今里一丁目307番 2 地先	2. 42	317. 94
		杉久保字池向534番 1 地先	13. 95	
	4 6 6	今里字調布652番 1 地先	3. 70	121. 30
		杉久保字池向522番 1 地先	8. 31	
2	2 6 7 1	上郷字寺町829番地先	16. 00	757. 30
		上郷字大田切465番 1 地先	51. 00	
3	2 7 7 5	中新田二丁目166番20地先	6. 00	47. 39
		中新田二丁目166番11地先	18. 01	

案内図

図No.1



案内図

図No.2



案内図

図No.3

